

法人協

第20号

2013年11月発行

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
社会福祉法人協議会

【もくじ】

社会福祉法人を取り巻く制度の動向（厚労省「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」他）	3
取材報告 法人本部機能の強化に向けて 雲柱社における取り組みから	6
社会福祉法人のルーツを探る（救世軍社会事業団）	9
福島県相双地域の社会福祉法人に対する介護職員の応援にご協力をお願いします	12

重症心身障害児（者）福祉の歩みと これからの社会福祉法人の果たす使命

社会福祉法人日本心身障害児協会 理事長 山川 常雄
東社協障害児福祉部会 部会長

重症心身障害児施設の生い立ちからの変遷

児童福祉法は昭和22年12月、戦後の中でも比較的早期に施行されたのですが、その中で唯一障害が重く、且つ重複している故に、「重症心身障害児」は法律から外され、国の施策も受けられない状態におかれてしまったのです。

家庭の中で、多くは暗い部屋に閉じ込められ、その存在すら認められない状態でありました。そして家庭崩壊の一因ともなりました。第二次世界大戦後の復興途次にあって、一般国民の生活も厳しく、社会福祉施策も著に着いたばかりの国家としては已むを得ない状況下にあったことは確かでありました。「治る見込みの無い者に国の金は使えない」とまで言われていました。しかし、人として、この世に「いのち」を授かったからには、人並みの生活は当然であり、人の「いのち」に差別があってはいけないという人道的精神から、当時、日本赤十字産院小児科部長であった小林堤樹医学博士は、この片隅に追いやり、重い障害を持った子供達の存在と日赤産院における実態を黙視できず広く社会に訴え続けた末、昭和33年全国社会福祉協議会乳児部会において「重複欠陥児の処置と対策」と題して問題提起いたしました。その訴えに当初は社会的にもあまり反応がなかったようですが、断つことなくこの訴えを繰返し、次第に同種問題に呼応する形で、地方の代表からも訴えがなされ、この結果「全国的な重症心身障害児対策委員会」を全社協に設置されることが決議されたのであります。この時、これまで「重度欠陥障害児」「重複障害児」「不治永患児」等と呼ばれていた子供達ではありましたが、統一的に表現され「重症心身障害児」となったのであります。

全国社会福祉協議会を中心とする社会的動向に並行する形で、具体的な施設建設の話が東京にもちあがってきました。



昭和25年頃から、重い障害児を持ちながら、日赤産院慶應大学病院小児科外来でずっと小林堤樹医師の診察指導を受けていた男の子の親、島田伊三郎氏夫妻が将来の我が子の生活設計を考えるようになり、「我が子だけの為も、他の多くの子供達の為も、同じことだから」と小林医師に「施設用地を購入し、そこに建設して寄付したい」旨を相談したところ、その熱意を受けることに同意して、昭和33年その受け皿として、島田療育園（現島田療育センター）の経営母体財団法人 日本心身障害児協会（現社会福祉法人）を設立させて、島田伊三郎氏が当時の東京都南多摩郡多摩村落合中沢（現多摩市中沢）の山林約34,000m²を購入の上、同法人に寄付したのであります。こうして昭和36年5月、我が国として初めて、民間の手によって重症心身障害児施設が誕生する運びとなったのであります。

これには、多くの重症心身障害児を持つ父母からも長い間の悲願が漸く実現したことからの大きな期待が寄せられたことはいうまでもありません。これ迄に至るには、地元からの施設建設反対、施設建設資金問題（諸般の事情から島田氏からは用地のみの寄贈）、更に先述通り児童福祉法から除外されている為、当初は医療法による病院として開設された故に、医師、看護師等の医療職専門職員の確保が困難で、当初36年4月開設予定が、1ヶ月遅れて5月の開設になる等、多くの難問題を抱えてのスタートでありました。

島田療育園の開設を契機として、その波紋が徐々に拡がり、滋賀にびわこ学園（現びわこ学園医療福祉センター野州）、東京都東村山市に秋津療育園が民立として開設され、全国に誕生すること、大きな変化をつけることになった次第であります。

施設づくりに大きな力となったその原動力としては、重症心身障害児を持った親達の団結があります。他の障害関係団体と相違して、昭和39年に「全国重症心身障害児（者）を守る会」が結成され、厚生省、国会等に対して、重症心身障害児施設の法制化とその子供に対する国の支援を強く訴え、運動を展開し、施設側とも協力し、合同で陳情活動を実施したのであります。

その運動が功を奏して、昭和42年8月、漸く児童福祉法の一部改正が施行される運びとなり、社会福祉法人化も同時に進行することになりました。重症心身障害児が遅まきながら認知された事、その後の施設の増加、拡大、発展したことは、ご周知のとおりです。

これからの社会福祉法人の使命

この10年の間に、障害問題も法制が大幅に見直されました。重症心身障害児施設も同様に混迷を余儀なくされ、ご承知のとおり、平成25年4月より「障害者総合支援法」が施行されました。

従来の重症心身障害児施設ではなくなり、18歳までの小児医療型施設は「障害児入所施設」に、18歳以上の障害者は「療養介護事業所」に分断されましたが、重症心身障害児（者）については、関係者の理解と積極的な陳情等によって「児・者一貫」として、これまでと変わりなく施設入所が認められ、療育サービスも同様に継続が可能となったことは、施設・家族にとって、この上ない成果でありました。

重症心身障害施設の特徴は、先刻記述の通り、病院として認可された関係で医療を機軸に、生活の場であり、教育の場（施設内学級・各支援学校への通学）であります。一つの施設の中に、医療・福祉・教育の三つの協同連携で障害者の人達が、夫々の家族と離れて共生の社会を構成されているのは我が国でも類のない、世界に広げても同形態の施設はなく、日本独特の文化といっても過言でない貴重な存在と思います。

この療育生活の特徴を生かして、「障害者の人として生きて行くことへの成長発達をサポートして行く」、障害者個々の可能性を求め、治療、訓練、生活指導、教育等、その時代の知識や技術を決して無理しない範囲で取り入れ、障害児者の自立の方向へ育むべく努めることが必須です。

法人として、障害者を全て入所させることは到底不可能であり、在宅障害者の人達が、施設へ入所する迄の過程で、今後どの様に生活を送って頂くのが良いかを考え、その方策に施設が保有する機能を活用できるよう、支援に努めることが求められています（在宅支援の一策としては、通園療育事業、緊急一時入所等の併設）。重症児者に必要な支援とは、部分の集合体支援ではなく、もっと全体で一貫したものこそ、もっとも大切なものとして、如何に厳しくとも、今後も鋭意尽くして行くのが最大の使命であり、その覚悟で努めます。

■ 社会福祉法人を取り巻く制度の動向

昨今はイコールフットイング論に加え、内部留保の問題にも見られるように、社会福祉法人や社会福祉法人制度に対する厳しい指摘も聞こえてきます。平成25年度に入ってから、国が策定した計画や報告書においても、社会福祉法人の在り方等に関する指摘が見られるようになりました。これらの動きを受け、厚生労働省でも社会福祉法人の在り方に関する検討が平成25年9月から始まりましたが、今号では平成25年4月以降における社会福祉法人に大きく関係する国における動向について以下のようにまとめてみました。

(1) 国の報告書等の中で記載されている社会福祉法人に対する主な指摘

① 規制改革会議における検討と「規制改革実施計画」(平成25年6月14日)

内閣総理大臣の諮問機関として規制改革を総合的に調査審議するために平成25年1月に設置された「規制改革会議」ではこの間、保育における規制改革についても議論が行われてきました。6月5日に提出された答申には、保育所の待機児童をゼロにすることが緊急の課題になっていることを踏まえ、保育分野については、①株式会社・NPO法人の参入拡大、②利用者のニーズに応えた保育サービス拡充、③保育の質の評価の飛躍的拡充、④保育士数の緊急拡大、⑤社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報の公開、⑥事業所による保育施設の設置に係る見直しが盛り込まれました。このうち、平成24年度の法人の業務及び財務等に関する情報開示については、平成25年5月31日付けで、厚生労働省から「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)が発出されています。また、答申を踏まえて閣議決定された「規制改革実施計画」においても、社会福祉法人について以下のように記されています。

【社会福祉法人制度に対する主な指摘】(抜粋)

○社会福祉法人の経営情報の公表

- ・全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。【平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置】
- ・平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】
- ・所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】

○保育の質の評価の拡充

- ・保育所に対する第三者評価について、平成25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。【平成25年度措置】
- ・子ども・子育て支援新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。【子ども・子育て支援新制度の施行までに措置】
- ・保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども・子育て支援新制度施行までに検討し、結論を得る。【子ども・子育て支援新制度

の施行までに検討・結論】

② 日本再興戦略（平成25年6月14日）及び「社会保障制度改革国民会議報告書」（平成25年8月6日）

日本再興戦略は、日本経済の再生に向けた「3本の矢」のうちの3本目の矢である、成長戦略として、規制改革実施計画と同日の平成25年6月14日に閣議決定されたものです。

また、社会保障制度改革国民会議は、平成24年に成立した「社会保障制度改革推進法」に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため設置されたものです。国民会議報告書は平成24年11月から平成25年8月にかけて20回にわたる検討を経て、平成25年8月6日にとりまとめられています。

【社会福祉法人制度に対する主な指摘】（抜粋）

日本再興戦略

○医療・介護サービスの高度化

- ・ 質の高い介護サービス等を安定的に供給するため、社会福祉法人の財務諸表の公表推進により透明性を高めるとともに、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築や、地域医療介護連携のための医療情報連携ネットワークの普及・展開、介護・医療関連情報の「見える化」を実施する

社会保障制度改革国民会議報告書

○医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し

- ・ 医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正を検討する必要がある。
- ・ 特に、社会福祉法人については、経営の合理化、近代化が必要であり、大規模化や複数法人の連携を推進していく必要がある。また、非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている。

※社会福祉法人制度に対する主な指摘は、第1回社会福祉法人の在り方等に関する検討会資料を基に作成

(2) 厚生労働省「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」の検討開始

厚生労働省は、「日本再興戦略」「規制改革実施計画」や「社会保障制度改革国民会議報告書」への具体的な対応をはじめ、社会福祉法人の在り方について幅広い検討を行い、福祉ニーズが多様化・複雑化している中における社会福祉法人の在り方の論点整理を行うため、平成25年9月に「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を設置いたしました。

第1回は9月27日、第2回は10月28日に開催され、第1回は今後の社会福祉法人の在り方についてについてフリーディスカッションを行い、第2回では社会福祉法人が地域から期待される「更なる取組」について議論が行われました。厚生労働省では、検討の成果を平成26年5月頃を目途にとりまとめ、また、財務諸表の効果的な公表方法については年内にとりまとめるとしております。

なお、第3回以降は社会福祉法人の効率的な運営の強化について、社会福祉法人の透明性の確保について、社会福祉法人のサービスの質の向上について検討が行われる他、関係団体のヒアリングも行われる見込みです。

★第1回(9/27)【全国社会福祉法人経営者協議会発行「経営協情報」No.20より一部転載】

事務局から社会福祉法人の現状について説明がされた後、社会福祉法人のあり方について出席した委員の間で自由討議が行われた。

とりわけ議論の中心にあったのが、社会福祉法人

社会福祉法人の在り方等に関する検討会 構成員名簿 (五十音順)		
浦野 正男	社会福祉法人中心会理事長	
雄谷 良成	社会福祉法人佛子園理事長	
高橋 利一	社会福祉法人至誠学舎立川理事長	
田島 誠一	日本社会事業大学専門職大学院特任教授	
○田中 滋	慶應義塾大学大学院教授	
千葉 正展	独立行政法人福祉医療機構経営支援室経営企画課長	
対馬 徳昭	ジャパンケアグループ代表	
西元 幸雄	社会福祉法人青山里会常務理事	
藤井 賢一郎	上智大学総合人間学部准教授	
松原 由美	株式会社明治安田生活福祉研究所福祉社会研究部主席研究員	
松山 幸弘	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹	
宮田 裕司	社会福祉法人堺暁福祉会理事	
森 貞述	元高浜市長	
※○は座長		

の地域貢献の取り組みであり、社会福祉法人は社会福祉事業以外にも、地域に対して自主的に行う地域貢献活動に積極的に取り組み、社会に対して見える形での利益還元をしていくべきだという意見が多く出された。

そうした活動をするために、社会福祉法人の意識改革だけでなく、行政の理解や資金使途の緩和などが必要であるとの意見もあがった。

★第2回(10/28)【全国社会福祉法人経営者協議会発行「経営協情報」No.25より一部転載】

「社会福祉法人が地域から期待される「更なる取組」について」を議題とし、議論が行われた。

冒頭、厚生労働省から、議事に関する資料として①公益性について、②「更なる取組」のイメージ、③現在の社会福祉法人が行う事業類型と「更なる取組」との関係、の3点について、説明された。

その上で、厚生労働省からは論点として、1. 社会福祉法人の使命・役割に照らし、「更なる取組」とは、どのようなものであるべきか、2. どのようにすれば「更なる取組」が幅広く実施されるようになるか、の2点が示された。

続いて、浦野正男委員(中心会理事長)から神奈川県社協・経営協で取り組み始めた「かながわライフサポート事業」について、西元幸雄委員(青山里会常務理事)から、自法人が関わる地域に向けた取組事例について説明がされ、その後、委員間で議論がされた。

議論では雄谷良成委員より、財源論と方法論の議論があるのではないかとの発言を受けて、財源論では、「更なる取組」に必要な財源を法人の収支差額から捻出すべきかどうか、そのためにはどのようなしくみが必要かという議論が中心に行われた。

方法論では、お金を出せばできる事業ではなく、社会福祉法人の専門性を活かした事業展開をすべきとの意見や、地方自治体の「更なる取組」に対する理解の促進を図るべきとの意見が出された。

※「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」の当日資料、議事録は厚生労働省ホームページに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html>

法人本部機能の強化に向けて④ 雲柱社における取り組みから

社会福祉法人の本部機能の強化が求められる中、広報誌『法人協』では昨年度から本部機能強化を進める社会福祉法人を取材し、誌面を通じてその取り組みや本部機能の強化に向けた課題等を取り上げております。

今号では、本部機能の強化に向けて特徴的に取り組みを進めている社会福祉法人雲柱社の服部榮理事長、小磯満常務理事・事務局長にお話を伺いました。

【聞き手】 社会福祉法人にじの会理事長 石崎 優仁（社会福祉法人協議会広報委員会委員）

【雲柱社 法人概要】

- 本部所在地 世田谷区上北沢 3-8-19
- 運営施設 保育所 18施設（うち静岡県御殿場市に1施設）
障がい児者支援施設 9施設
子ども家庭支援センター 13施設
児童館・学童クラブ 33施設
- 職員数 約1,200名（短時間勤務職員を含む）

指定管理者受託施設の増加とともに本部機能を強化

—法人機能を強化しようという思いは、いつごろから持たれたのですか。

服部 私どもの法人はキリスト教社会事業家・賀川豊彦によって設立された法人で、現在、保育所、障がい児者支援施設、子ども家庭支援センター、児童館・学童クラブ、放課後子ども教室等の事業に取り組んでいます。法人は設立以来、主に保育事業を中心に取り組んできましたが、そのころの法人本部は現場からは遠い位置にありました。各施設の運営が安定していたので、大きな問題がなければ法人本部は、それほど必要ではなかったのです。



服部理事長（左）と小磯常務理事

しかし、保育所、子ども家庭支援センター、児童館・学童クラブ等の事業を指定管理者制度の下で受託する機会が多くなる中で、否応なく法人本部が契約の主体としてその責任が強く求められることになってきました。また、社会福祉法人としての独自性（ミッション）も同時に明らかにする事も求められる事になりました。一方、既存の施設においても、民間企業の参入が多くなってきて、それらの事業体との差異化（サービスの質の向上）も迫られてきました。

このような時代の急激な変化を受けて、法人の旗の下に各施設が結集して、事業を展開していくために、法人本部の強化は必然の課題となってきたわけです。

さらに、施設のあり方が「運営から経営へ」と変わる中で、法人本部が経営の理念を示して、施設と一体となって健全な経営を目指す事も重要な課題となって来ました。これも、本部機能の強化の要因となりました。

研修においても、その中心に、「賀川豊彦の思想と実践を継承」という法人のミッション

以上のような背景を踏まえて法人本部機能の強化を進めてきました。

施設の新設（受託）、人事労務管理、会計、苦情対応など多様な機能を集約

小磯 指定管理による新規受託なども法人本部が主導的に行います。新しい施設を作りましようという話であれば、一施設だけでは立ち行かないですから、本部に設置されている経営委員会が所管をします。

服部 例えば利用者からの苦情対応などは各施設において第一次的な対応を行いますが、近年は苦情の内容も様々で、最終的に法人本部で預かるケースも多くなっています。リスクマネジメントの観点からも、法人として共通のマニュアルがあったほうがいいということで、現在、共通化の作業を進めています。

小磯 施設の種別にあわせて、保育園ブロック（保育園）、児童館ブロック、子ども家庭支援センターブロック、「グループかがわ」ブロック会（障がい児施設他）という4つのブロックを組織しています。ブロックごとに、毎月1回程度、施設長が集まる会がある他、ブロックを超えた全体の施設長会も年に3回ほどあります。

服部 従来、法人全体の人事を管理する部署はなかったのですが、もっと戦略的に職員の採用、配置、育成、異動、昇任を行う必要性を痛感しています。そのため、これらのトータルな機能を持った人事室(仮称)を現在、立ち上げようとしています。



年功序列型の人事給与制度からの変革が課題

－職員の採用については、本部で共通の採用になるのですか。

小磯 正規職員の採用窓口は4つのブロックごとに行います。特に最近では保育士が不足しており、保育ブロックからは早目の採用をという希望が出ています。他法人と比較しても給料等の待遇は悪くないと思っているのですが、人事異動もあることを前提にしているのです、応募が少ないのが実情です。

服部 保育士に限らず、障がい児者施設の職員においても一つの施設で定年まで勤め上げたいと望んでいる職員も少なくありません。法人としては、人事異動は新しい仕事へのチャレンジの機会であり、多様な場での経験を積む機会であると考えているので悩ましいですね。ただ、ここ10年で特に若い職員を中心に意識も変わってきたと思います。

－後継者の育成や確保についてはどのようにされていますか。

小磯 職位職階の枠組みでは、これまでは管理者、リーダーという2つの管理者層から成っていますが、その次の層として主事という管理者層の導入を考えています。保育所の場合で考えると、主事は30～40歳ぐらいの職員が務め、主事を5～10年務めた後に主任（リーダー）、その後施設長になっていくというイメージです。

服部 最近では現場の仕事を続けたいために、管理職になることを敬遠する職員も数多くおります。実際に何年か管理職を務めた職員が降任を申し出ることもあります。

小磯 私どもの法人は我々管理職も含め、それぞれの職種に対応した給与表が1つだけです。従来から年功序列給を基本に給与表を作成してきましたので、管理職になることのメリットを感じず、「ただ忙しくなるだけ」と感じている職員もいるのです。

服部 現在、本部内に設置した給与検討委員会において、役付手当を中心に、役割に応じて支給する能力給の導入を検討しています。抜本的な対策を講じないと、管理職の成り手がいなくなるという危機感からです。これまでは入職した新人を10年、15年かけて育て、そして定年を迎えるという育成方針で来たのですが、今後は管理職の外部登用も選択肢の一つとして考えています。もちろん、その前提には雲柱社の法人理念を理解し、実践できることがありますが、福祉業界全体の中から人材を入れて、組織全体の血行をよくすることに取り組んでいかないといけないのかもしれません。

本部機能の充実と施設現場の経営力強化のバランスが大切

－今後の本部機能強化に向けた抱負や課題をお聞かせください。

服部 賀川豊彦という法人の創始者の理念を今後も我々が受け継いでいかなければなりません。そのためにも、しっかりと現場に足をつけて社会福祉法人としての責務を担い、ミッションに基づく事業の継続とそれを担う人材育成、そして職員の雇用の保障、その3つを実現していくことが最大の課題です。

小磯 本部集中型を進めてきたのですが、逆に法人本部が軸になって動くことで、各施設現場の経営力が弱くなってしまった嫌いも出始めています。そのため、例えば、現在、10万円以上の支出は法人本部の決裁がないと出金できない仕組みになっているものを、10万円ではなく、例えば100万円を超えたものに限定する方法に変えるなど、各施設の管理職に経営責任の一端を戻したほうが良いという考え方も出ています。いずれにしても、法人全体の機能強化や迅速な対応と、施設の経営力の向上という2つの事項について、どうバランスを維持していくかも今後の大きな課題です。

社会福祉法人のルーツを探る⑱

社会福祉法人 救世軍社会事業団 理事長 勝地 次郎 氏

聞き手 社会福祉法人あいのわ福祉会 理事 横内 康行
(社会福祉法人協議会 広報担当副会長)
社会福祉法人東京愛成会 常務理事 白滝 彩子
社会福祉法人勤能福祉会 理事 岸 葉子
(社会福祉法人協議会 広報委員会委員)

今回は、社会福祉法人救世軍社会事業団理事長である勝地次郎氏にお話を伺いました。都内を中心に札幌、大阪、広島など全国的に事業を展開している救世軍社会事業団は、ロンドンに本部がある救世軍をその母体とし、明治の時代から、その時々ニーズに対応して実施されてきた先駆的・開拓的な事業を引き継ぎながら、今日に至っています。



Q1

日本における救世軍活動の経緯や法人設立に至るまでの経過を教えてください。

▶ 救世軍の活動は1865年にキリスト教（プロテスタント）の牧師であったウィリアム・ブースがロンドンの貧困地域であった東ロンドンに入って伝道と奉仕活動を始めたことを発端としています。その30年後の1895年（明治28年）にはエドワード・ライト率いる12名の士官（伝道者）らが来日し、日本の救世軍の活動も始まりました。この年に、山室軍平は救世軍本営を訪ね、日本人最初の救世軍士官となりました。

その翌年には早速、救世軍の最初の社会事業として「出獄人救済所」（釈放者保護所）が東京・小石川に設置されています。今日でいう更正保護事業にあたりますが、世間では、まだこのような働きをいっこうに理解せず救世軍の人と言えはすべて刑余者であるかのように誤解され、困ったこともあったと伝えられています。さらに、1900年（明治33年）には、芸娼妓、酌婦らの自由廃業運動（婦人救済運動）が始められました。救世軍士官や兵士（信徒）たちは、それぞれ手分けをして「ときのこえ」（救世軍公報）を遊郭に出かけていって売りさばき、救世軍に逃れの間（婦人救済所）があることを伝えたのです。こうした取り組みの成果によって救世軍の存在が社会的に徐々に認知されるようになったのです。1907年（明治40年）に創立者であるウィリアム・ブースが来日した際には、大山巖、大隈重信、渋沢栄一など当時の名士たちからも歓迎を受け、日本中に救世軍を応援する人々が増えていきました。1912年（明治45年）には「在日本救世軍財団」が設立され、種々の社会福祉活動が更に進められることになったのです。

大正、昭和と時代が移り変わる中でも、一貫して母子の保護や児童の養育、児童虐待防止、婦人救済などさまざまなニーズを持つ社会的弱者に対する物心両面の支援などの社会福祉活動を行ってきました。その後、第二次世界大戦の始まりによって救世軍は救世団と改名を余儀なくされました。しかし、終戦後、救世軍再建宣言がなされ、戦災及び引き上げ孤児の救済等のためにも尽力しました。さらに、1951年（昭和26年）の社会福祉事業法の制定施行をうけて、戦前より全国で実施してきた各種社会福祉事業について、管轄の都道府県と協議しつつその状況に応じて整備が進められました。こうした取り組みを経て、1972年（昭和47年）に救世軍として社会福祉法人を設立することになり、認可されるに至りました。

Q2

現在はどのような事業に取り組まれているのですか。

▶救世軍の組織としては、伝道事業部や人事・教育部など幾つかの部署がある中に社会福祉部も位置づけられています。その社会福祉部が社会福祉法人の活動を担当する形になっています。

現在は社会福祉法人としては計17の社会福祉施設を経営しており、そのうち9施設が東京都内に所在しています。施設種別で見ますと、婦人保護施設が2施設（東京）、児童養護施設が5施設（東京、大阪、広島）、保育所が5施設（北海道、栃木、広島）、特別養護老人ホームが2施設（東京）、ケアハウスが1施設（東京）、老人保健施設が1施設（東京）、救護施設が1施設（東京）となります。

他方で、救世軍は社会福祉法人の他に、宗教法人も設立しております。宗教法人では宗教法人法に基づく宗教活動の他、ホームレスの支援活動などの取り組みや、男子宿泊施設「新光館」「自助館」やアルコール依存症者支援施設「男子社会奉仕センター」、救世軍清瀬病院や救世軍ブース記念病院の運営も行っています。

これらの施設運営はいずれも戦前からの先駆的・開拓的な取り組みを契機として続けられてきたものです。例えばアルコール依存症のための施設は救世軍が創立した当初からアルコールの問題に取り組み、依存症者の回復支援を行ってきた働きから生まれたものです。アルコール依存症者支援施設の一つである救護施設の自省館（清瀬市）を開設した頃はアルコール中毒と言われていた時代で、地域の方々から大きな反対がありました。今日では一つの病気であり、依存症であるという認識に変わっており、また、そういう認識の変化とともに、自省館そのものが大きな事故も起こさないで、社会的なニーズに応えるよい働きをしてきた結果、今は地域住民から信頼されるようになってきていると思っております。

Q3

救世軍が行う社会福祉事業にはどのような特色があるのでしょうか。

▶貧しい人々、疎外されている人々に目を向けたところに救世軍的な特色があると思っています。救世軍はいろいろな悲惨な現実を知ると、それにどうやって対応しようか考えていく中でいろいろな働きを起こしてきた経緯があります。

それは何らかの社会的なニーズがあるところには出かけていき、そこから働きが始まり、最終的に組織や施設ができるという形です。ですから、初めから明確な計画を立てて行うというよりも、止むに止まれない中で行動に移して、いろいろな協力者を得ながら、結果として支援の形が出来上がってきたところに救世軍の社会福祉事業の一つの大きな特色があります。

救世軍の社会福祉法人としての事業理念には「救世軍社会福祉事業は、キリスト教の精神と、救世軍の主義に従い、すべての人の全人的な存在の価値を尊び、キリストが一人ひとりを愛されたことを模範とし、キリストに仕えるように個人個人に仕えることをその事業の基盤とする。」と記されています。この事業理念はいろいろな悲惨な現実の中で、それにどうやって対応しようかと考え、先駆的に働きを始めた諸活動を見直し、そこにある精神を整理し、統一化して作成されたものです。今後は様々なニーズに応えていく形を大切にしながら、救世軍としてのグランドデザインを描くような事業展開もできればと思っています。

年末の風物詩として親しまれている社会鍋は、今日では宗教法人を中心に行っている取り組みですが、社会的に最も知られている活動の一つです。1906年（明治39年）に困窮家

庭に食べ物を入れて配った「慰問かご」をルーツにしていますが、アメリカの救世軍がサンフランシスコで、クリスマスに十分な食事をとることができない貧しい船員さんたちに暖かいスープを提供しようというところから始まった募金運動（黒壺を用いて募金をした）をヒントにしています。日本では、年越し雑煮用の鉄鍋を使って行い、当初は「集金鍋」とも呼ばれていましたが、1921年（大正10年）から「社会鍋」という名称が用いられています。

「救世軍」という名称からくるのか、誤解を受けることもあります。軍というのは、行動の迅速性、軍隊の機能の中にある機能性、そういうものに着目したということです。東日本大震災においても救世軍はその機動力、組織力を活かし、小隊、病院、社会福祉施設が一丸となって被災地での支援を行い、迅速に動いたことが被災地の方々からも高く評価をいただいたところです。

Q4

今後に向けての課題や、これからの事業展開についてお聞かせください。

▶ 今後の大きな課題として、職員教育の徹底化があげられます。例えば、4月入職時の新人職員研修、あるいは中堅職員研修会などを通して、特に法人理念をよく理解してもらい、何のために救世軍社会事業団で働いているのかという意識付けを徹底していきたいと思っています。

人材づくりは非常に大切なことで、山室軍平の残した言葉にも「まず人を造れ」という言葉があります。もう一点は、法人がいかに各施設の運営をサポートしていけるか、法人の統括的な組織を機能させていくことが挙げられます。

また、救世軍には、社会福祉法人が運営する施設だけではなく、宗教法人が運営する病院や社会福祉施設等もありますので、救世軍社会事業団としては、宗教法人が運営する施設と連携をとり、有機的なつながりの中で活動を進めていくことも重要と考えています。このことは救世軍の中では「総合的伝道（integrated mission）」と言っているのですが、具体的なことで言うと、例えば、婦人保護施設の入所者が、ブース記念老人保健施設グレイス（杉並区）などの施設で働かせてもらって、そこで就労の場を得る。そのような取り組みも実際に行われています。こうした有機的なつながりは今後、救世軍の社会福祉事業を展開していく上で、大きな成果になっていくと感じています。

ですから、現在はいまの事業規模を拡大させることよりも、今機能している施設のサービスの質をより高めて、また良い人材を育てることを最優先に取り組んでいく。既存の事業を充実させていくことが、その後の業務展開の可能性や発展性にもつながっていくものと考えています。



救世軍本館の外観（千代田区）

福島県相双地域の社会福祉法人に対する介護職員の応援にご協力をお願いします (社会福祉法人協議会からのお願い)

1. 経緯

- 本事業は、福島県社協が実施主体となり、平成23年3月の東日本大震災により県内・外への避難や厳しい環境での事業継続を余儀なくされている福島県相双地域の社会福祉法人を支援するために、平成24年6月より行われている事業です。
- 福島県社協の要請を受け、社会福祉法人の全国組織である全国社会福祉法人経営者協議会（全国経営協）では、平成24年6月より全国の社会福祉法人の協力を得て、派遣施設をブロックで分担した上で、ブロック内各県社会福祉法人経営者協議会の輪番（概ね3カ月ごと）により介護職員の派遣を行っています。
- 東京都における社会福祉法人経営者協議会組織にあたる東京都社会福祉協議会・社会福祉法人協議会におきましても関東ブロック内の他県が既に職員派遣の応援に入っている現状を踏まえ、平成26年4月～6月期における派遣を東京都として担当することを役員会で決定し、現在、全国経営協と調整をしております。

2. 派遣予定施設

特別養護老人ホーム福寿園（所在地：福島県南相馬市原町区高見町2-70）

3. 派遣期間等

東京都としての派遣期間は、おおむね平成26年4月1日～6月30日で予定

①派遣人数 特別養護老人ホーム福寿園に派遣期間を通して常時2名派遣

②派遣対象となる職員 特別養護老人ホーム等での介護業務経験のある職員

③1名あたりの派遣期間 おおむね2週間の予定（2人1組）

※東京都の派遣期間全体としては、計12名の介護職員派遣を予定しております。

④業務内容 派遣先施設の指示に基づき、介護業務全般にあたります。

（早番・遅番の対応はあるが、原則、夜勤対応はない）

⑤身分の取扱い 応援職員は派遣元施設の業務命令による出張扱いとなります。

なお、派遣に伴う費用等介護職員の応援派遣に関する詳細につきましては、既に10月22日付で各会員法人理事長様宛に文書にてお送りしておりますので、ご確認ください。また、応援派遣にご協力いただける場合は平成25年12月27日頃までに東社協事務局（03-3268-7192）にご連絡いただければ幸いです。

●編●集●後●記●

「社会福祉法人を取り巻く制度の動向」では、ますます社会福祉法人に厳しいものが要求されるようです。しかし、これらのことは社会福祉法人の外から見れば当たり前のことでしょう。

法人機能の強化が言われますが、どのように取り組んだら良いのか迷うところ。余所の法人はどうやっているのだろうか？どうなっているのだろうか？ということも気になることです。

「社会福祉法人の法人本部機能について」シリーズはこれらを知ることによって少しでも会員法人の役に立つのではという思いで始めました。

広報誌「法人協」は委員が自ら取材に行き記事にします。取材に甘いところがあり、ここどうなったんだ？とか、もっと知りたい、という部分があるかもしれませんがご理解をお願いします。ただ、取材に行き生の声を聞けるということはたいへん得るものがあります。委員になって取材に参加したい方、募集します。でも、日頃の忙しい仕事がある上に先方と日程調整して出掛けることは結構負担なことも事実です。

（徳心会 関根）

法人協 第20号

発行 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 社会福祉法人協議会
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL 03-3268-7192
発行人 社会福祉法人協議会 会長 高橋 利一
編集人 社会福祉法人協議会 広報委員長 関根 陸雄
発行日 平成25年11月15日